

特定非営利活動法人日本磁気共鳴専門技術者認定機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本磁気共鳴専門技術者認定機構という。

英文名で Japan Authorize Organization for Magnetic Resonance Technological Specialist、略称を JMRTS と称する。

(事務所)

第2条 本法人の主たる事務所は、京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町 167 番地ビューフォート五条烏丸 3 階 公益社団法人日本放射線技術学会事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、関連学会などの連携によって、統一的基準に基づいて磁気共鳴（以下 MR）検査に関わる技術者の認定を行い、わが国の MR 検査技術の国際的な同等性を確保する。とともに最新の医療技術に対応した最善の画像情報を標準的に提供し、安全を担保することで、国民の福祉と社会の発展に寄与することを目的とする。

なお本機構が認定する技術者は、磁気共鳴（MR）専門技術者と称する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) MR 専門技術者および上級 MR 専門技術者の認定に関すること。
- (2) MR 専門技術者および上級 MR 専門技術者の育成および教育に関すること。
- (3) MR 専門技術者の技術向上および医療安全に関すること。
- (4) MR 検査に関する調査および情報交換の推進に関すること。
- (5) 上級 MR 専門技術者に相応する知識と学術研究に関すること。
- (6) 関連学会および団体への事業協力に関すること。
- (7) その他、本機構の目的達成のための事業に関すること。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、運営を執行するため入会した個人または団体。

- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人または団体。
2. 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(退会)

第 7 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員

(種別および定数)

第 9 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 1 名以上
2. 理事のうち、1 名を理事長とする。

(選任)

第 10 条 理事および監事は、総会によって選任する。

2. 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
3. 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

(職務)

第 11 条 理事長は、本会を代表し業務を統括する。

2. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、定款の定めおよび理事会の議決に基づいて業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
3. 補欠または増員によって選任された役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(欠員補充)

第 13 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 14 条 本法人の運営に支障を生じると認められたときは、理事長の承認を得て当該役員を解任することができる。ただし、当該役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の障害のため、職務の執行に差し支えると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第 15 条 役員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支給する。

(職員)

第 16 条 この法人は、事務所に職員をおくことができる。

2. 職員は理事長が指名する。

第 5 章 総会

(種別)

第 17 条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 本法人の解散、合併
- (3) 事業報告および活動決算の承認
- (4) 事業計画および活動予算の決定ならびに変更
- (5) 役員を選任および解任、職務
- (6) 事業、運営に関する重要事項
- (7) その他、事務局の組織および運営

(開催)

第 20 条 総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第4項第4号に定めるところにより、監事から招集があったとき。

(招集)

第21条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、審議事項などを示した書面にて、開会の20日前までに通知しなければならない。
3. 前条の第2項第2号もしくは第3号の規定により請求があったときは、理事長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、出席社員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は社員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席社員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

2. 総会の議決は、出席社員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 議決すべき事項において、特別な利害関係を有する社員は、当該事項についての表決権を行使することができない。

(書面表決など)

第25条 総会における社員の表決権は平等なものとする。

2. やむをえない理由のために総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または他の社員を代理人として表決権を行使することができる。また、この書面は電子メールも可とする。
3. 前項の場合における前2条および次条第1項並びに第44条については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。
 - (2) 社員総数および出席者数（書面又は電子メールによる表決者または表決委任者がある場合はその数を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

2. その他、理事長が必要と認めた者は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第28条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第5号に定めるところにより、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、審議事項などを示した書面にて、開会の15日前までに通知しなければならない。
3. 前条の第2項第2号もしくは第3号の規定により請求があったときは、理事長はその日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、出席理事の互選によって選出する。

(定足数)

第32条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、出席理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 議決すべき事項において、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決など)

第34条 総会における理事の表決権は平等なものとする。

2. やむをえない理由のために理事会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
3. 前項の場合における前2条および次条第1項については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数（書面又は電子メールによる表決者がある場合はその数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 36 条 本法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第 37 条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理の方法は総会の議決による。

(経費の支弁)

第 38 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 本法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画および活動予算)

第 40 条 本法人の事業計画書および活動予算書は理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および活動計算書)

第 41 条 本法人の事業報告書および活動計算書は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第 42 条 本法人は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(損益差額の処分)

第 43 条 本法人の活動決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部または一部を積み立て、または翌年の事業年度に繰り越すことができる。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 45 条 本法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を得たとき。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業が達成できなくなったとき。
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。

2. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 46 条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で決議したものに譲渡する。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備え付け帳簿および書類)

第 50 条 本法人は、その主たる事務局に次に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人日本磁気共鳴専門技術者認定機構定款
- (2) 認定者名簿
- (3) 役員の名、住所を記載した書類
- (4) 所轄庁の許可、認可を必要とする事業を行う場合の許認可を証する書類
- (5) 法第 28 条に定められた事業報告書等
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) その他、必要な書類および帳簿

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	梅田雅宏（明治国際医療大学）	（社）日本磁気共鳴医学会
理事	小倉明夫（京都市立病院）	（社）日本放射線技術学会
	菊地克彦（三菱地所株式会社三菱診療所）	（社）日本放射線技師会
	熊代正行（倉敷中央病院）	（社）日本放射線技師会
	清水 徹（GEヘルスケアジャパン株式会社）	（社）日本医用画像システム工業会
	土井 司（大阪大学医学部附属病院）	（社）日本放射線技術学会
	中島康雄（聖マリアンナ医科大学）	放射線科専門医会・医会
	室 伊三男（東海大学医学部附属病院）	（社）日本磁気共鳴医学会
山下康行（熊本大学大学院）	（社）日本医学放射線学会	
監事	錦 成郎（天理よろづ相談所病院）	

（理事は 50 音順）

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 12 条第 1 項の定めにかかわらず、成立の日から 2012 年 7 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初年度の事業計画および収支予算は第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初年度の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず成立の日から 2012 年 5 月 31 日までとする。
6. この法人の設立によって、任意団体 日本磁気共鳴専門技術者認定機構の社員、事業および一切の財産は、この法人が包括的に継承する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。